

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書

年 月 日

横山公園グループ運営共同企業体
代表団体 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 理事長あて

公益財団法人相模原市まち・みどり公社からの支払金は、下記の預金口座へ振り込みの方法によりお支払いください。

なお、依頼人と口座名義人が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振り込みをもって公益財団法人相模原市まち・みどり公社からの支払金の受領と認めます。

依 頼 人	
団体名	
氏名 (代表者)	印
郵便番号	
住 所	
電 話	

振 込 先 金 融 機 関	
	本 店 支 店 支 所
預金の口座	口座番号(右づめ)
フリガナ	
口座名義 (通帳名)	
住 所	

口座名義は、通帳をご確認の上正確にご記入ください。

利用料金の還付については、次のとおり取り扱います。

- ・ 施設の都合により利用できない場合……………100パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)までの取消し……………100パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の14日前までの取消し…… 80パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の 7日前までの取消し…… 50パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の 6日前以降の取消し…… 還付なし

原則として申請書の提出された翌月末に指定口座に振り込みます。